

神戸市福祉医療費助成制度（2016.7.1 現在）

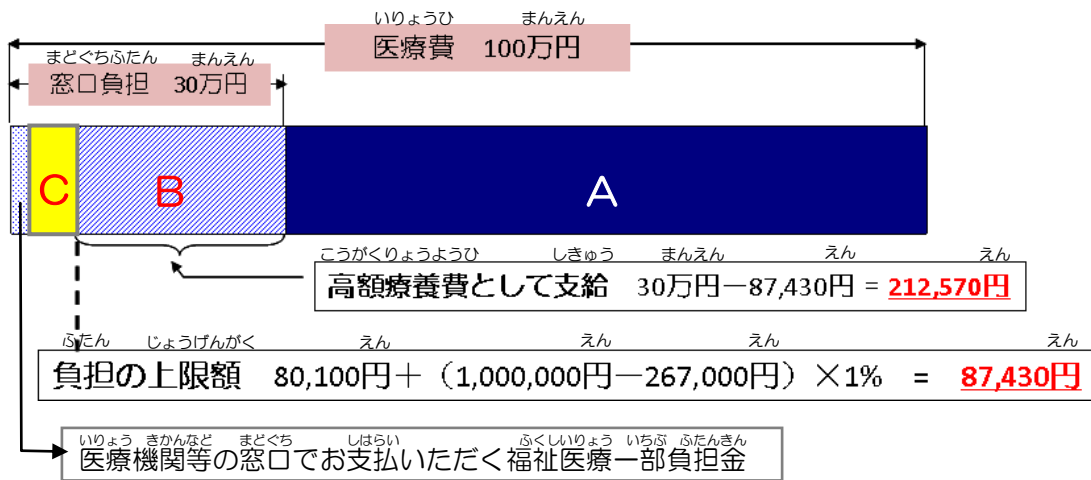
国保年金医療課
神戸市

日本の医療保険制度とは？

日本にお住まいの方で一定の要件を満たす方は、医療保険に加入する必要があります。この医療保険により、健康保険証を使って医療にかかられたとき、70%を保険が負担し（下図Aの部分）、自己負担は30%（※）になります。

（※）就学前まで：20%、就学後から69歳まで：30%、70～74歳：20%（現役並み所得：30%）、75歳以上：10%（現役並み所得：30%）

また自己負担額が30%とはいえ、1ヶ月（月の初めから終わりまで）の医療費が高額になると、一定額以上は、保険者が支給します。（下図Bの部分のことを高額療養費といいます。）



神戸市福祉医療費助成制度とは？

神戸市にお住まい（住民登録している）方で、①老人、②乳幼児等・こども、③重度障害者、④母子家庭・父子家庭等で、下記の要件に該当される方については、自己負担額を兵庫県と神戸市が公費で助成し（上図Cの部分）、医療にかかる経済的負担を軽減し、受診を容易にし、福祉の増進を図る制度です。

その資格は？

医療費 助成制度	支給資格 [制度ごとに下記の要件（○）をすべて満たす方]
老人	<p>○65～69歳の方</p> <p>○市民税非課税世帯（*1）の方で、本人の公的年金等の収入金額（*2）と合計所得を加えた額が80万円以下である方（判定する際の所得は地方税法上の各種所得控除前の所得です）。なお、公的年金等の収入のみで80万円を超えられる方は支給資格がありません。</p> <p>（*1）老人医療受給者の属する世帯の全ての世帯員に市民税（所得割・均等割とも）が課税されていない世帯のことをいいます。ただし、退職所得の分離課税は対象外です。</p> <p>（*2）公的年金等の収入金額とは、老齢・退職年金などの課税対象となる収入をいい、障害・遺族年金などの非課税となる収入は含まれません。</p>

<p>乳幼児等 こども</p>	<p>〇〇歳～15歳（中学3年生 修了まで）のお子さんのいる方 〇下記の所得制限の限度額未満 ただし、未就学児は所得制限がありません。 （表1 乳幼児等・こども医療 所得制限）</p> <table border="1" data-bbox="384 293 890 647"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の数</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>5,320,000 円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>5,700,000 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6,080,000 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>6,460,000 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>6,840,000 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>7,220,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・扶養親族等の数とは、控除対象配偶者と扶養親族の合計です。 ・老人扶養親族1人につき左記限度額に6万円が加算されます。</p> <p>（表2 所得額の計算方法）乳幼児等・こども医療の所得額＝①－②</p> <table border="1" data-bbox="384 721 1471 1216"> <thead> <tr> <th>①下記の合計額</th> <th>②下記の合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 総所得金額 退職所得金額 山林所得金額 土地等に係る事業所得等の金額 商品先物取引に係る雑所得等の金額 条約適用利子及び配当の金額 長期及び短期譲渡所得の金額 （租税特別措置法に定める特別控除を行う前の譲渡所得金額） </td> <td> 社会保険料等控除（8万円・全員一律） 障害者控除（27万円） 特別障害者控除（40万円） 寡婦（夫）控除（27万円） 寡婦特別控除（35万円） 勤労学生控除（27万円） 雑損控除（実額） 医療費控除（実額） 小規模共済等掛金控除（実額） </td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数	限度額	0	5,320,000 円	1	5,700,000 円	2	6,080,000 円	3	6,460,000 円	4	6,840,000 円	5	7,220,000 円	①下記の合計額	②下記の合計額	総所得金額 退職所得金額 山林所得金額 土地等に係る事業所得等の金額 商品先物取引に係る雑所得等の金額 条約適用利子及び配当の金額 長期及び短期譲渡所得の金額 （租税特別措置法に定める特別控除を行う前の譲渡所得金額）	社会保険料等控除（8万円・全員一律） 障害者控除（27万円） 特別障害者控除（40万円） 寡婦（夫）控除（27万円） 寡婦特別控除（35万円） 勤労学生控除（27万円） 雑損控除（実額） 医療費控除（実額） 小規模共済等掛金控除（実額）
扶養親族等の数	限度額																		
0	5,320,000 円																		
1	5,700,000 円																		
2	6,080,000 円																		
3	6,460,000 円																		
4	6,840,000 円																		
5	7,220,000 円																		
①下記の合計額	②下記の合計額																		
総所得金額 退職所得金額 山林所得金額 土地等に係る事業所得等の金額 商品先物取引に係る雑所得等の金額 条約適用利子及び配当の金額 長期及び短期譲渡所得の金額 （租税特別措置法に定める特別控除を行う前の譲渡所得金額）	社会保険料等控除（8万円・全員一律） 障害者控除（27万円） 特別障害者控除（40万円） 寡婦（夫）控除（27万円） 寡婦特別控除（35万円） 勤労学生控除（27万円） 雑損控除（実額） 医療費控除（実額） 小規模共済等掛金控除（実額）																		
<p>重度障害者 高齢重度障害者（後期高齢者医療被保険者）</p>	<p>〇次のいずれかの障害をお持ちの方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級または2級 ・重度の知的障害（療育手帳A判定等） ・身体障害者手帳3級で、中度の知的障害（療育手帳B1判定等）との重複障害 ・内部障害の等級が3級の身体障害者手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級 <p>〇本人、配偶者、扶養義務者（所得調査対象者）すべての方の判定用市民税所得割額（*3）が235,000円未満の場合</p> <p>（*3）判定用市民税所得割額とは、住宅借入金等特別税額控除および寄附金税額控除適用前の市民税所得割額から、16歳未満の扶養親族1人につき19,800円、16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき7,200円を控除して算出した額です。</p>																		
<p>母子家庭等</p>	<p>〇次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母と児童 ・父子家庭の父と児童 ・父母のない児童 ・児童扶養手当（一部支給）における所得制限の限度額未満の場合 																		

■ 申請は？

1. どこに

お住まいの区の区役所（北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所）

2. 必要なもの

- 印かん（スタンプ印は不可）・・・申請者本人が窓口でサインできる場合は不要
- 日本の健康保険証
- 課税・所得証明書（平成28年1月以降に神戸市外から転入された方）
- 上記のほか

① 重度障害者医療対象の方（高齢重度障害者を含む）

- ・身体障害者手帳
- ・知的障害者判定書（療育手帳）
- ・精神障害者保健福祉手帳

※高齢重度障害者の方は預金通帳など振込み先の口座のわかるもの

② 母子家庭等医療対象の方

母子家庭等であることを証明する書類

（例）・児童扶養手当証書 ・遺族年金証書 ・戸籍謄本 等

※審査のため、別途書類の提出が必要となる場合があります。

※転入される方が国民健康保険（国保）に加入される場合は、先に国保加入の手続きをしてから、該当する福祉医療制度の申請・届け出をしてください。

■ 受給者となったら

受給者となられた方には「受給者証」をお渡しします。

「受給者証」は兵庫県の保険医療機関等（健康保険証が使える病院・診療所・薬局など）の窓口に健康保険証と一緒に提示してください。

受給者証をお使いいただくことで、保険診療の自己負担（医療費の3割など）を支払うことなく、福祉医療における低額の一部負担金または無料で医療にかかることができます。

なお、医療機関などの窓口でお支払いいただく福祉医療一部負担金の負担割合や限度額等は、受給者証の券面に表示しています。

福祉医療によるメリット

<p>医療費助成 制度</p>	<p>医療機関の窓口での支払いが以下のように軽減されます。</p>
<p>老人 (平成26年 6月に65～ 69歳の方)</p>	<p>○区分Ⅱ ・2割負担で、 月額自己負担限度額は、外来は8,000円、入院は24,600円まで ○区分Ⅰ(区分Ⅱかつ世帯全員所得なし) ・1割負担で、 月額自己負担限度額は、外来は8,000円、入院は15,000円まで</p>
<p>老人 (平成26年 7月以降に65 歳になる方)</p>	<p>○区分Ⅱ ・2割負担で、 月額自己負担限度額は、外来は12,000円、入院は35,400円まで ○区分Ⅰ(区分Ⅱかつ世帯全員所得なし) ・2割負担で、 月額自己負担限度額は、外来は8,000円、入院は15,000円まで</p>
<p>乳幼児等 (0歳～2 歳)</p>	<p>○外来 ・無料 ○入院 ・無料</p>
<p>乳幼児等・こ ども (3歳～ 中学3年生 まで)</p>	<p>○外来 ・1医療機関等あたり、1日400円(2割負担)を限度に月2回(800円)まで (3回目以降は無料) ○入院 ・無料</p>
<p>重度障害者</p>	<p>○外来 ・1医療機関等あたり、1日600円を限度に月2回(1,200円)まで(3回目以降は 無料) ※高校生以下・低所得者は600円⇒400円 ※「重症心身障害児(者)」(肢体不自由の身体障害者手帳1級か2級と、重度 の知的障害(療育手帳A判定等)を有する方)は無料</p>
<p>高齢重度 障害者(後期 高齢者医療被 保険者の方)</p>	<p>○入院 ・定率1割負担で、1医療機関あたりの負担限度額は月額2,400円まで ※高校生以下・低所得者は2,400円⇒1,600円 ※「重症心身障害児(者)」は無料 ・長期入院・中学生以下の無料化あり</p>
<p>母子家庭等</p>	<p>○外来 ・1医療機関等あたり、1日400円を限度に月2回(800円)まで(3回目以降 は無料) ○入院 ・定率1割負担で、1医療機関あたりの負担限度額は月額1,600円まで ・長期入院・中学生以下の無料化あり</p>

■ 助成できないもの

1. 保険のきかない医療費や医療材料は助成できません。
 たとえば、
 - ・薬のピン代
 - ・差額 室料
 - ・健康 診断料
 - ・予防注射料
 - ・入院時食事療養費の標準負担額
 - ・証明書料
 - ・診断書料
 - ・往診の場合の負担金
 - ・保険診療外の歯科治療費
 など
2. 保険診療であっても訪問看護ステーションによる訪問看護は治療行為ではないため医療費助成の対象外です。

■ 注意事項

- 「健康保険証」が使える病院・医院・調剤薬局などで受診してください。
- 「受給者証」は「健康保険証」とともに病院・医院などの窓口で必ず提示してください（ただし、県外の医療機関などでは使えません。差額が発生するものは申請による償還払いですので、手続きが必要です）。
- 病院・医院などでは診療時間が定められていますので、急病以外はできるだけ診療時間内に受診するよう心がけてください。
- 偽りや不正の行為によって、福祉医療費の支給を受けた場合には、助成額の全額または一部の額を返していただくこととなりますので注意してください。

■ 償還払いの手続き

1. 手続きが必要なとき
 次のような場合は、償還払いの手続きが必要です。下記のものを持って、お住まいの区の区役所で申請をしてください。
 - 医療機関などの窓口で医療費を全額現金払いしたとき
 たとえば・・・
 - ・窓口でいったん全額を支払うものを支払ったとき（例：コルセットなど）
 - ・健康保険証を提示せずに受診したとき
 - 医療機関などの窓口で健康保険の自己負担分（30%など）だけを現金払いしたとき
 たとえば・・・
 - ・兵庫県内で受給者証を提示せずに受診したとき
 - ・兵庫県外で受診したとき（受給者証が使えるのは兵庫県内の医療機関などのみです）
2. 必要なもの
 - ・医療機関などを受診したときの領収書
 - ・印かん（スタンプ印は不可）
 - ・日本の健康保険証
 - ・振込先の銀行口座の番号のわかるもの（通帳など）
 - ・「療養費等支給状況証明書」（医療費を全額現金払いしたとき、または、入院をしたとき）

- お手続きの窓口（日本語が話せる方と一緒に手続きをしてください）
- | | | | |
|---------|--------------|----------|------|
| ○ 東灘区役所 | 保険年金医療課介護医療係 | 841-4131 | (代表) |
| ○ 灘区役所 | 保険年金医療課介護医療係 | 843-7001 | (代表) |
| ○ 中央区役所 | 保険年金医療課介護医療係 | 232-4411 | (代表) |
| ○ 兵庫区役所 | 保険年金医療課介護医療係 | 511-2111 | (代表) |
| ○ 北区役所 | 保険年金医療課介護医療係 | 593-1111 | (代表) |
| ○ 長田区役所 | 保険年金医療課介護医療係 | 579-2311 | (代表) |
| ○ 須磨区役所 | 保険年金医療課介護医療係 | 731-4341 | (代表) |
| ○ 北須磨支所 | 市民課介護医療係 | 793-1212 | (代表) |
| ○ 垂水区役所 | 保険年金医療課介護医療係 | 708-5151 | (代表) |
| ○ 西区役所 | 保険年金医療課介護医療係 | 929-0001 | (代表) |